

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年2月1日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年2月1日（月）午前11時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

高齢者福祉課 篠田課長、高瀬主査、田口主査補

3 件名

新型コロナウイルス感染症クラスター対応介護・障害福祉施設慰労金・支援金支給事業について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・他市で同様の事業はあるのか。
→県内外を調べたが、クラスターに着目した慰労金事業は見当たらなかった。

・事業者の申請のタイミングはどのようになるのか。事業者の負担にならないようにした方が良い。
→クラスター収束後、まとめて申請してもらうよう事業者に案内する。出来るだけ負担にならないようにしたい。

・臨時交付金の対象になるのか。
→対象となる見込み。詳細は財政課と調整する。

・事業費の積算はどのようになっているのか。
→令和2年度は、実績見込み分で対象者数等を計上し、令和3年度分については、特養など広域型の施設を1施設、地域密着型のグループホームを2施設として算定している。

・菊華園のクラスターの収束はいつ頃か。
→現在の見込みでは、2月12日であるが、早ければ8日頃になる可能性がある。

・要綱の作成予定は。
→出来るだけ速やかに作成し、予算の成立とともに執行できるようにしたい。

・通常なら、陽性者は病院に入れるはずのところ、医療体制のひっ迫によりそれがままならない状態の中、施設の職員は本当に大変な思いをした。市としてもそうしたところにはしっかりと支援したい。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 高齢者福祉課

件名	新型コロナウイルス感染症クラスター対応介護・障害福祉施設慰労金・支援金支給事業について							
現状・課題	令和3年1月2日に、特別養護老人ホーム菊華園において、クラスターが発生し、入所者及び従事者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たが、受入れ医療機関がなく、施設内で陽性の利用者を介護・看護する状況が発生した。 国の緊急包括支援交付金事業に、従事者への慰労金制度があるが、陽性者や濃厚接触者が発生した施設への慰労金(20万円)は、令和2年6月30日までの対象期間となっており、追加交付の予定はない。							
付議事案	目的	施設においては、クラスターが発生した際に、受入れ医療機関がないことにより、施設内で陽性者を介護・看護する状況となっている。施設及び従事者においては、感染リスクが高い中、強い使命感を持って業務に従事しており、今後も引き続き、最大限の感染症対策を継続的に行いながら、サービスを提供する必要があることから、従事者に対して慰労金を、また、事業者に対し、かかり増し経費等に対する支援として、支援金を交付する。						
	対応方針	上記と同等の状況が発生した施設に対し、従事者への慰労金と、事業者への支援金を交付。						
論点(決定を要する事項)	【対象施設】 次のいずれにも該当する市内の施設とする。 ①新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した施設であること。 ②受入れ医療機関がないことにより、5日以上の間、感染症の陽性の利用者を施設内で介護・看護した施設であること。 ③介護・障害福祉サービスを提供する入所系・入居系の施設であること。 【慰労金】 対象期間に施設に勤務した従事者 (1) 陽性の利用者を介護・看護した従事者 1人当たり10万円 (2) その他の従事者 1人当たり3万円 【支援金】 1施設当たり30万円							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	・クラスターにより対応した施設や従事者への慰労のため、市が特別に支給するものであり、要綱を定める際は、対象の範囲など要件を的確に設定すること。 ・支給手続きについては、施設の負担とならないよう配慮すること。							
スケジュール	・R3年2月8日:議員全員協議会 ・R3年2月15日:3月議会での上程・議決 ・R3年2月末:慰労金・支援金の支給							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	有	記者会見		
	議会説明	有	議員全員協議会(R3.2月)	広報・HP等	無			
	市民参加	無						
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (<input type="checkbox"/> 議員全員協議会 まで)							
参考情報	関係法令等							
	関係課							
	事業費	16,850 千円 (うち特定財源				16,850 千円)		
	カテゴリ	年代	高齢者・障害者	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

新型コロナウイルス感染症クラスター対応介護・障害福祉施設 慰労金・支援金支給事業

1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大に伴い、医療体制がひっ迫していることにより、施設（サービスを提供する事業所を含む。以下同じ。）においては、クラスターが発生した際に、施設内で感染症の陽性者を介護・看護する状況となっている。施設及び従事者においては、感染リスクが高い中、強い使命感を持って業務に従事しており、今後も引き続き、最大限の感染症対策を継続的に行いながら、サービスを提供する必要があることから、従事者に対して慰労金を給付する。また、施設を運営する事業者に対し、かかり増し経費等に対する支援として、支援金を交付する。

2 対象施設

対象となる施設は、次のいずれにも該当する市内の施設とする。

- (1) 感染症のクラスターが発生した施設であること。ただし、感染者が施設の従事者のみである場合を除く。
- (2) 受入れ医療機関がないことにより、5日以上の間、感染症の陽性の利用者を施設内で介護・看護した施設であること。
- (3) 別表に規定する介護・障害福祉サービスを提供する入所系・入居系の施設であること。

3 慰労金

(1) 対象者

クラスターが発生した日の翌日から収束した日までの間（以下「対象期間」という。）に、2の対象施設で勤務した従事者

(2) 事業の内容

施設に勤務する従事者に対し、慰労金を給付する。給付は、支給対象期間において、1人につき1回に限る。

対象者	基準額
①対象期間に、当該施設で陽性の利用者に1日以上、介護・看護を提供した従事者	1人当たり 10万円
②①に該当しない従事者で、対象期間に、当該施設で通算して10日以上勤務した従事者（休暇等、実質勤務していない日を除く。）	1人当たり 3万円

4 支援金

2の対象施設に該当する施設の事業者に対し、1施設当たり30万円を給付する。給付は、支給対象期間において、1事業者につき1回に限る。

5 対象・申請期間

支給対象期間：令和2年12月1日から当面の間まで

申請受付期間：補正予算確定後から当面の間まで

※第3次臨時交付金の対象とし、令和3年度も実施予定。

6 事業費

16,850千円（一般会計3款1項7目18節負担金補助及び交付金）

①令和2年度補正（実績分） 6,250千円

内訳：慰労金 100,000円×43人、30,000円×55人

事業所支援金 300,000円×1事業所

②令和3年度補正（見込み分） 10,600千円

内訳：慰労金 100,000円×70人、30,000円×90人

事業所支援金 300,000円×3事業所

財源：地方創生臨時交付金（見込み）

※国の臨時交付金を活用する観点から、令和2年度中に給付が発生した際は、予備費にて対応予定。

7 その他

その他詳細は、要綱にて定める。

別表 対象となる介護・障害福祉サービス（2の(3)関係）

分類	サービス
介護サービス	介護施設サービス 地域密着型サービス（入居系施設に限る。） 短期入所系サービス
障害福祉サービス	居住系サービス（共同生活援助）